

令和7年度呉市立呉高等学校（全日制課程）入学者選抜一次選抜実施要項

〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目 13-56
電話 (0823) 72-5577 FAX (0823) 74-3501
https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科、定員及び通学区域

課程	学科	定員	通学区域
全日制	総合学科	1 6 0 人	広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

- (1) 教育目標
地域課題の解決に貢献し、持続可能な社会の担い手として新たな価値を創造する、心豊かでたくましい人材を育成する。
- (2) 育てたい生徒像
深い学びを実現するために、身につけた知識・技能を活用できる。【知識・技能】【発信力】
目標の実現に向け、課題を解決するために、不断的努力ができる。【思考力】【課題解決力】
「自立」と「自尊」の精神で主体的に学び、他者と協働して社会貢献できる。【持続可能な社会への意識】
- (3) 入学者受入方針
「高き夢をいだけ そして 君が夢みた君になれ」という本校のスローガンに共感し、学業はもとより、部活動や課外活動にも積極的に取り組むことのできる、主体的・協働的な学習者を、呉市内外から受け入れる。
- (4) 教育課程（教育課程の編成及び実施に関する方針、教育課程表）
一人一人の進路選択に必要な教科・科目を主体的・効率的に学習できる。
興味・関心のある分野の教科・科目を主体的に探究・表現する力を育成できる。
進路実現に向けて主体的・協働的に学びをデザインできる。

令和7年度入学生教育課程表（予定）

1 年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	現代の国語		言語文化			歴史総合		数学Ⅰ			数学A			化学基礎		体育			保健	音楽Ⅰ	英語コミュニケーションⅠ			論理・表現Ⅰ		家庭基礎		情報Ⅰ		産業社会と人間		ホ ー ム ル ー ム 活 動
																				美術Ⅰ												
																				書道Ⅰ												
2 年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	論理国語		地理総合		公共		体育		保健	英語コミュニケーションⅡ				選択科目																フ ロ ン テ ィ ア Ⅰ	ホ ー ム ル ー ム 活 動	
3 年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	論理国語		体育		選択科目																フ ロ ン テ ィ ア Ⅱ	ホ ー ム ル ー ム 活 動										

※ 教育課程は変更になる場合があります。

4 出願資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和7年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和7年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和7年3月31日までに満15歳以上に達する者

5 出 願

- (1) 方 式
志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。
- (2) 期 間
ア 出 願 登 録 (ア) 志願者登録・中学校確認登録 令和7年1月23日（木）から2月4日（火）16時まで
(イ) 高等学校確認登録 令和7年2月5日（水）から2月10日（月）正午まで
イ 志 願 変 更 令和7年2月13日（木）から2月19日（水）正午まで
ウ 調査書等提出 令和7年2月13日（木）から2月20日（木）正午まで
- (3) 手 続
手続は、インターネット出願システムにより行う。詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。
- ア 出願登録
(ア) 志願者
a 必要事項の入力
志願者は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。
- b 入学者選抜料の納付
志願者は、2月19日（水）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。
- (イ) 出身中学校長
a 確認登録

出身中学校長は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月19日（水）正午までに、志願者が入学者選抜料（2, 200円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を行うことができる。ただし、出願取下げを行った後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）に再び出願することはできない。志願変更を行う場合は、(2)イの期間内に、次により出願取下げ及び志願変更申請を行う。なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ア) 志願者

a 出願取下げ

志願変更を希望する者は、インターネット出願システムで出願取下げを行い、出身中学校長の承認を受ける。

b 志願変更申請

志願変更を希望する者は、本校校長が出願取下げの承認を行った後、インターネット出願システムで必要事項を入力し、ア(ア)の手续に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

志願変更を希望する者は、出身中学校長を経由して返却された書類がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(イ) 出身中学校長

a 出願取下げの承認

出身中学校長は、志願者の出願取下げに誤りがないことを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b 志願変更の確認登録

出身中学校長は、ア(イ)の手续に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c 書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却された書類がある場合には、それを受け取り、志願変更を希望する者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、本校校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、2月19日（水）までに必着するよう提出すること。また、令和6年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

② 評定（成績評点）集計表（様式第2号）

エ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

本校校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録を行った後、令和7年2月20日（木）正午までに受検番号の採番を行う。なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページへの掲載により行う。

(ア) 2月10日（月）正午現在の志願者数を同日15時に公表する。

(イ) 2月13日（木）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月14日（金）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月17日（月）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月18日（火）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月19日（水）正午現在の志願者数を同日15時にそれぞれ公表する

6 選 抜

(1) 一般学力検査

ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。

ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。

(2) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、30点とする。

(3) 学校独自検査（面接）

ア 面接は、志願者全員に対して行う。

イ 面接の配点は、30点とする。

ウ 面接の評価項目は次のとおりとする。

志望理由等、規範意識・社会性

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(5) 実施期日及び時間割等

2月26日（水）			2月27日（木）	2月28日（金）
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8:40～ 9:00	集合・注意	自己表現及び面接	予備日 (自己表現及び面接)
第1時限	9:10～10:00	国 語		
第2時限	10:20～11:10	社 会		
第3時限	11:30～12:20	数 学		
第4時限	13:10～14:00	理 科		
第5時限	14:20～15:10	英 語		

※ 第1日の集合は各検査場とする。

- ※ 本校は、自己表現及び面接について、原則として、第2日（2月27日（木））に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日（2月28日（金））にも実施する場合がある。自己表現及び面接の集合時刻は、2月25日（火）正午に本校ホームページに掲載する。
- ※ 学校独自検査の面接（5分）は、自己表現（10分）が終了した後、続けて実施する。また、中学校過年度卒業の志願者の面接は、自己表現（10分）が終了した後、続けて学校独自検査の面接と合わせて10分で実施する。

(6) 実施場所

本校

(7) 携行品

ア 学力検査時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---|
| ① 鉛筆，シャープペンシル
② 鉛筆削り
③ 消しゴム
④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの） |
|---|

①から⑥以外の物品（携帯電話，コンパス等）を持ち込むことはできない。また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

弁当（第1日のみ），上履き・下履きを入れる袋

7 合格者の決定

(1) 特色枠による選抜

入学定員の50%において、一般学力検査，調査書，自己表現及び学校独自検査（面接）の配点の比重は，2：4：2：3とし，一般学力検査，調査書，自己表現及び学校独自検査（面接）の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 一般枠による選抜

一般学力検査，調査書，自己表現及び学校独自検査（面接）の配点の比重は，6：2：2：1とし，一般学力検査，調査書，自己表現及び学校独自検査（面接）の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 特色枠による選抜により合格者を決定した後，一般枠による選抜により合格者を決定する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては，その結果を加えて，総合的に判断して決定する。

(5) 自己申告書が提出されている場合は，これを選抜資料に加えて，総合的に判断して決定する。

8 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

(1) 定員は，入学定員外で2人以内とする。

(2) 選抜は，「令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。出願手続等の詳細は，本校に問い合わせること。

9 合格者の発表

(1) 合格者の発表は，令和7年3月10日（月）13時30分に本校内での掲示及び本校ホームページ（<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>）への掲載により行う。本校ホームページへの掲載は，令和7年3月11日（火）正午までとする。電話による照会には応じない。

なお，受検者本人の選抜の結果については，インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は，令和7年3月10日（月）13時30分から令和7年3月11日（火）正午までとする。

(2) 合格通知書及び請書・辞退届は，合格者本人に直接交付する。（受検票を持参すること。）

(3) 合格者は，令和7年3月11日（火）正午までに，請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。

10 繰上げ合格の実施

合格者発表の後，入学辞退による欠員が生じた場合，繰り上げて合格者を決定する場合がある。なお，その場合には，令和7年3月11日（火）

16時までには，出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して受検者本人に連絡する。

11 特別措置の申請等について

(1) 特別措置の申請

志願者で，点字検査用紙を必要とする者，機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者，英語の実音聴取による受検が困難な者，中学校在学中に英語を履修しなかった者，代筆による解答を必要とする者，拡大した学力検査用紙を必要とする者，漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者，その他の特別措置を希望する者については，次により申請を行う。

なお，中学校卒業後5年を超える者については，出身中学校長を経由せずに行う。

ア 点字検査用紙を必要とする者については，入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を令和6年12月2日（月）までに出身中学校長を経由して，呉市教育委員会に提出し許可を得る。

イ 機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については，入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号），医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和6年12月2日（月）までに出身中学校長を経由して，呉市教育委員会に提出し許可を得る。

ウ 発達障害を理由に特別措置を希望する者については，入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号），医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和7年1月10日（金）までに出身中学校長を経由して，呉市教育委員会に提出し許可を得る。

エ アからウ以外の特別措置を希望する者については，入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を5(2)ア(ア)の期間内に，出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で，特別の事情のある者及び過年度卒業生は，自己申告書（様式第5号）を本人が記入し，提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については，封をした上で，出身中学校長に提出する。出身中学校長は，志願者から自己申告書が提出された場合，5(2)ウの期間内に，本校校長にこれを提出する。

なお，中学校卒業後5年を超える者については，5(2)ウの期間内に，本校校長に直接持参により提出する。

12 県外等からの出願

県外等からの出願については，「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

13 やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

項 目	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等，本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

※ 月経随伴症状等の体調不良等は，本人に帰責されない身体・健康上の理由によるものとして，表の「疾病」に該当する。

(1) 手続

「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を令和7年3月3日（月）正午までに行うこと。

(2) 選抜

- ア 検査方法
自己表現，面接，作文
- イ 実施期日及び時間割等

3月5日（水）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9:00～ 9:20	集合・注意
第1時限	9:30～10:20	作 文
第2時限	10:40～	自己表現及び面接

- ウ 実施場所
本校
- エ 携行品
① 追検査受検承認（不承認）通知書
② 一次選抜における携行品
- オ 合格者の決定
調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。なお，自己申告書が提出されている場合は，これを選抜資料に加えて，総合的に判断して決定する。合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

14 新型コロナウイルス感染症，インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで，新型コロナウイルス感染症，インフルエンザ等への感染予防（手洗い，咳エチケット等）に気を配り，体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は，マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
- (3) 入学者選抜当日は，検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため，室温の変化に対応できるように，体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

15 一次選抜の結果に係る簡易開示について

- (1) 提供する内容
 - ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計
 - イ 自己表現の総得点
 - ウ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定，計及び合計
- (2) 対象者
一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）
- (3) 本人等であることの確認
令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項107ページに示す書類の提示により確認する。なお，受検票は本人を確認する書類の一つとなるので，受検終了後も大切に保管しておくこと。
- (4) 提供期間
令和7年3月19日（水）から4月18日（金）までとする。（ただし，日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし12時40分から13時25分までを除く。）
- (5) 受付場所
本校（受付窓口は事務室）

16 二次選抜の実施

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を，令和7年3月12日（水）10時に本校正門掲示板への掲示及び本校ホームページ（<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>）への掲載により行う。

17 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては，全て「令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づいて行う。
- (2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは，入学許可後であっても，入学を取り消すことがある。
- (3) 選抜の結果，合格者とならなかった者が，二次選抜を受検する場合は，改めて所定の手続をしなければならない。